令和7年度の公定価格の額について 【1号認定（幼稚部）】

貴施設（事業）における令和7年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。各教育・保育給付認定保護者の皆さまに、施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知をいたします。

〈各月ごとの1人当たりの公定価格の額〉　（単位：円）

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	231,345	166,835	145,575
5月	231,345	166,835	145,575
6月	226,855	162,345	141,085
7月	226,855	162,345	141,085
8月	226,155	161,645	140,385
9月	225,535	161,025	139,765
10月	224,985	160,475	139,215
11月	226,155	161,645	140,385
12月	226,155	161,645	140,385
1月	229,095	164,585	143,325
2月	226,155	161,645	140,385
3月	240,175	175,665	154,405
合計	2,740,810	1,966,690	1,711,570

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないことになっています。